

特別基準の検査方法
水道用ステンレス製ボール止水栓

平成20年 5月 8日制定
平成23年 4月12日改正
平成24年11月12日改正

項 目	検 査 方 法	摘 要
検査基準	<p>水道用ステンレス製ボール止水栓（JWWA B 140）による。</p> <p>判定基準 検査の判定は、当該規格、特別基準の検査方法及び別表〔不適合の階級別欠点及び判定基準〕による。</p>	
製品検査	<p>製品検査 規格10.の検査は、形式試験に合格した栓について行う。</p>	
(検査設備)	<p>検査設備 検査に使用する計測機器類は、社内規定に基づき、校正及び点検を実施しているものを使用していることを調べる。</p>	検査の都度
(材料検査)	<p>各部の材料 規格11.1 f) の材料検査は、次の各部の材料について、認証図面どおりであることを製造業者の試験成績書、又はその他の方法によって確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 胴 2. ボール押さえ 3. ボール 4. ユニオンソケット 5. その他 	検査の都度

項 目	検 査 方 法	摘 要
(耐圧検査)	<p>耐圧検査 規格11.1 a)の耐圧性は、規格9.3の耐圧試験によって行い、耐圧部に漏れ、その他の異常がないことを調べる。</p> <p>試験方法 供試品の継手接合部品及び塩ビ管接合部品を取り外し、規格図1に例として示すような試験装置に供試品を取り付け、JIS S 3200-1によって行い、耐圧部に一次側から1.75MPaの静水圧を加え、そのまま1分間保持する。</p> <p>また、空気圧で行う場合は規格図2に例として示すような試験装置に供試品を取付け、0.6MPaの空気圧を5秒間加えたとき、漏れその他の異常の有無を調べる。ただし、空気圧に替えて試験を行う場合、種類別（接続管の種類）、呼び径別に1個は水圧による試験を実施することとする。</p>	付表5-1(致命)
(止水検査)	<p>止水検査 規格11.1 b)の止水性は、規格9.4の止水試験によって行い、規格5の止水性によりシート漏れ、その他の異常がないことを調べる。</p> <p>試験方法 試験方法は、適切な方法で供試品を規格図1に示すような試験装置に取り付け、止水機構を閉じ、0.75MPaの静水圧を加え、30秒間保持する。ただし、漏れの有</p>	付表5-3(軽)

項 目	検 査 方 法	摘 要
	<p>無の確認については、適切な方法で規格図 2 に示すような試験装置に供試品を取付け、0.6MPa の空気圧を加え、5 秒間保持する方法としてもよい。ただし、呼び径別に 1 個は水圧による試験を実施することとする。</p>	
(作動検査)	<p>作動検査 規格11.1 c) の作動性は、手動によって栓の止水機構の開閉操作を行ったとき、栓の部分が円滑に作動し、ずれ、漏れなどの異常がないことを調べる。</p>	付表5-3(軽)
(構造、形状及び寸法検査)	<p>構造、形状及び寸法検査 規格11.1 d) の構造、形状及び寸法検査は、規格6.1の構造及び形状、規格6.2の主要寸法の表 5 及び認証図面どおりであることを調べる。</p>	付表5-4(重)
	<p>測定器具 寸法検査は、JIS B 0252:1996のメートル細目ねじ用限界ゲージ、JIS B 0254の管用平行ねじゲージ、JIS B 7502のマイクロメータ、JIS B 7507のノギス又はこれらと同等以上の精度をもつ計測器を用いて測定する。</p>	
(外観検査)	<p>外観検査 規格11.1 e) の外観は、規格 7 の外観について、内外面が滑らかで、割れ、鑄巣、ひび、著しいきず、鑄ばりその他の</p>	付表5-2(重) 付表5-3(軽)

項 目	検 査 方 法	摘 要
<p>(表示検査)</p> <p>認証マーク</p>	<p>有害な欠点がないことを目視によって調べる。</p> <p>表示検査 規格11. g) の表示は、規格13の表示について、次の事項を鑄出し又は容易に消えない方法で明示されていることを調べる。</p> <p>a) 認証取得者名又はその略号</p> <p>b) 品質確認実施工場名若しくは製造工場が識別できる表示</p> <p>c) 呼び径</p> <p>注 a), b) の表示について、センターに届出されたとおりの表示をしていることを調べる。なお、b) については、センター及び認証取得者が識別できればよい。</p> <p>品質認証マーク管理要綱による。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この方法は、平成9年4月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この方法は、平成23年5月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この方法は、平成24年11月12日から実施する。</p>	<p>付表5-3(軽)</p>

項 目	検 査 方 法	摘 要
	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この方法は、平成25年4月1日から実施する。</p>	

別表

不適合の階級別欠点及び判定基準

不適合の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準
致命	耐圧	漏れ・変形・破損・にじみ	あるものは不可
重	形状・寸法	面間寸法 おねじの長さ ガイド部の長さ 接続部ねじ	許容範囲を超えるものは不可 -1.0mm を超えるものは不可 呼び径20は、21mm 未満は不可 呼び径25は、23mm 未満は不可 呼び径30は、28mm 未満は不可 呼び径40は、30mm 未満は不可 呼び径50は、32mm 未満は不可 JIS B 0253 (管用テーパねじゲージ) 及び JIS B 0254 (管用平行ねじゲージ) に適合しないものは不可
	構造・形状	認証図面との整合	認証図面どおりでないものは不可
	外観	割れ (ひび) 鑄巣 著しいきず	あるものは不可 あるものは不可 あるものは不可
軽	止水	シート漏れ	あるものは不可
	作動	栓の作動	円滑に作動しないものは不可
	外観	鑄ばり	あるものは不可
	表示	誤表示 無表示	間違っているものは不可 表示のないもの、抜けているものは不可
検査設備		校正、点検を実施しているものを使用していないものは不可	